

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 農業振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長農振第17号
委 託 業 務 名 称	令和6年度長浜市事業者連携型農業経営安定化支援事業業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市
業 務 の 概 要	市内農業者の経営安定化を図るため、市場ニーズを持つ事業者と連携し、需要のある農産物の普及に向け、実需者と生産者のマッチング及び生産者グループの組織化への支援を行うため、以下の事業を実施するものとする。 (1) 契約品種ごとの部会における生産者間連携の支援 (2) 実需者や生産者の情報共有やマッチングの場づくり (3) 異業種交流による新事業創出の場づくり
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	2,000,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市田村町1281番地8 [商 号 又 は 名 称] 一般社団法人 バイオビジネス創出研究会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本事業は、市内農業者の経営安定化を図るため、市場ニーズを持つ事業者(以下「実需者」という。)と連携し、需要のある農産物の普及に向け、実需者と生産者のマッチング及び生産者グループの組織化への支援を行うものです。 本事業の遂行には、市内農商工業者や地元農業協同組合、研究機関、農機メーカー等との協力・連携が必要であり、その中核として、高い調整能力を発揮し、不測の事態にも迅速に対応でき、取組の成果を情報発信できる体制が必要です。 (一社)バイオビジネス創出研究会は、市内農商工業者や地元農業協同組合、研究・教育機関、農機メーカー等と協力・連携し、需要の高い農産物の栽培や水田野菜の生産振興、地域伝承野菜のブランド化等を通して、農業資源の活用、地域農業の振興に取り組んできた実績とノウハウを有しています。また、事業化支援施設(長浜バイオインキュベーションセンター)の指定管理者として、産官学連携による創業・事業化支援を行っていることから、事業者や支援者の幅広いネットワークを有しています。 当法人がこれまで培ってきた上記ノウハウやネットワーク、関係機関の協力・連携を引き出す高い調整能力、市内農家への普及に向けた取組成果の情報発信能力を有する法人は他にないことから、本事業の委託契約先として当法人を選定したものです。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (2) (○) (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。